

事務連絡

平成6年11月14日

各省（庁）法令担当官殿

保健医療局

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について

標記法律案について、法制局審査において若干の修正がございましたので、最新の案文をお届けします。

なお、主な修正は以下の点です。

- （１）前文の書きぶり（前文関係）
- （２）特別葬祭給付金の対象者の規定ぶり（第33条第1項関係）
- （３）附則における経過措置の追加

（連絡先）

保健医療局 企画課

阿比留

直通

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案要綱

第一 前文

被爆後五十年目を迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定するものとする。

第二 被爆者

この法律において、「被爆者」とは、広島市及び長崎市に原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内にあった者並びに原子爆弾が投下された際又はその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者等であつて被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうものとする。 (第一条関係)

第三 被爆者健康手帳の交付

生省令で定めるものに該当する者を除く。）が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

（葬祭料の支給）

第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（特別葬祭給付金）

第三十三条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当する者（次項において「死亡者」という。）の遺族であるものには、特別葬祭給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者（当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。）による葬祭料の支給を

受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。）

2 前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

3 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

4 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

5 前項の期間内に第三項の請求をしなかった者には、特別葬祭給付金は、これを支給しない。

（特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付）

第三十四条 特別葬祭給付金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第十条第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十七条第三項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（国債の発行の日）

第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成 年 月 日とする。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧原爆医療法」という。）第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をしている者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

2 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された委員である者は、第四条第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条第二項の規定により任命された日から、起算する。

第六条 旧原爆医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存について

は、なお従前の例による。

第七条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七条第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第十条第三項に規定する指定医療機関又は第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第九条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八条第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第十一条第一項の認定を受けた者とみなす。

第十条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者（旧原爆特別措置法第七

条第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。）は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給は、第二十四条第四項、第二十五条第四項、第二十六条第四項、第二十七条第五項及び第二十八条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

3 第一項の規定により第二十七条第二項の認定を受けた者とみなされた者に対する健康管理手当の支給は、第二十七条第五項の規定にかかわらず、その者が旧原爆特別措置法第五条第二項の認定の申請をした日から起算してその者につき同条第三項の規定により定められた期間が満了する日（その期間が満了する日前に第二十七条第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあつては、その該当しなくなった日）の属する月で終わる。

第十二条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二第二項、第

五条第二項又は第五条の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請とみなす。

2 前項の規定によりこの法律による申請とみなされた申請により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当とみなす。

3 第一項の規定により第二十八条第三項ただし書の認定の申請とみなされた申請により同項ただし書の認定を受けた者に係る当該申請をした日の属する月の翌月から平成七年六月までの間の旧原爆特別措置法による保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額とする。

第十三条 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、前条第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七条第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八条に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十六条 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

(健康診断の特例)

第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあった者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第七条の規定の適用については、被爆者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事し

た者がその職務に関して知得した人の秘密に関しては、旧原爆医療法第二十三条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十一条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十二條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正）

第二十四條 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

第七十二条の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 (検討中)

(地方自治法の一部改正)

第二十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改め、「並びに」を削り、

「質問させる」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療特別手当等を支給する」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

〔厚生省設置法の一部改正〕

第二十八条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を削り、「及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第 号）」に改める。

第六条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。